

令和 4 年 5 月 15 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02088

研究課題名（和文）過疎地域における就職困難者の就労支援と在宅ワークによる地方創生に関する研究

研究課題名（英文）A study on job assistance for self-employed home-teleworkers who have difficulty in securing employment and regional revitalization in depopulated areas

研究代表者

高野 剛（TAKANO, Tsuyoshi）

立命館大学・経済学部・准教授

研究者番号：70534395

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、在宅ワークの活用による就職困難者の就労支援が、過疎地域における地方創生に繋がっているのかどうかの実態と問題点を明らかにした上で、どのようにすれば出生率上昇や人口増などの地方創生に繋がるのかを検討することである。具体的には、総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」と「ふるさとテレワーク推進事業」の委託先の過疎地域へ大都市部から移住した在宅ワーカーと、委託先の過疎地域で在宅勤務に転職した在宅ワーカーに、インタビュー調査を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、在宅ワークによる就職困難者の就労支援が、過疎地域における地方創生に繋がっているのかどうかの実態を明らかにした上で、どのようにすれば出生率上昇や人口増などの地方創生に繋がるのかを検討した。これまで就労支援政策と所得保障政策の関連性について数多くの研究が行われてきたが、本研究では就労支援政策と地方創生や経済成長との関連性について研究している。また、岸田文雄首相の「デジタル田園都市国家構想」や、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の感染拡大により地方移住の関心が高まっており、社会的にも参考となる研究である。

研究成果の概要（英文）：This study examines whether job support for people who have difficulty finding employment through home-telework is revitalizing depopulated areas. It also considers how the birth rate and population can be increased. An interview survey of self-employed home-teleworkers who migrated from metropolises to depopulated areas was conducted, using the Ministry of Internal Affairs and Communications' "Furusato Telework Promotion Project" as an example. An interview survey of self-employed home-teleworkers who changed jobs to company-employed home-teleworkers in depopulated areas was also conducted.

研究分野：社会科学

キーワード：在宅テレワーク 自営型テレワーク 雇用型テレワーク 地方創生 地方移住 リモートワーク ワークーション 在宅勤務

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

2014年5月8日、民間研究機関の日本創成会議人口減少問題検討分科会が、2040年までに全国約1800市町村のうち約半数の896市町村が消滅する可能性があるという「ストップ少子化・地方元気戦略」(増田レポート)を発表した。この「増田レポート」では、2010年の国勢調査をもとに、2040年までに20~39歳の女性の人口が5割以下に減少する自治体を消滅可能性都市と呼んでいる。この「増田レポート」を受けて、安倍政権は、2014年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、就労機会の創出で東京圏から地方への転出を2013年度より年間4万人増加させる一方で、地方から東京圏への転入を年間6万人減少させることで、2020年以降の東京圏と地方の転出入均衡を実現することを目標に掲げた。

また、総務省は、地方で働きながら安心して暮らせる環境を情報通信技術の利活用によって実現し、大都市から地方への人と仕事の流れを生み出すことで元気で豊かな地方を創生させることを目的に、2014年10月に「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」を設置した。同年12月に発表された「研究会中間とりまとめ」では、「ふるさとテレワーク」により大都市から地方への人と仕事の移動による地域活性化の可能性が提案された。この「研究会中間とりまとめ」の提案を参考にして、総務省は「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」を2015年より開始することになった。

安倍政権が地方創生の切り札として進めている「ふるさとテレワーク」とは、地方のサテライトオフィスや自宅等で都市部の仕事を行うテレワークのことであり、地方でも都市部と同じように働ける環境整備を行うことで都市部から地方への人や仕事の流れを促進して地方創生に繋げようとしている。

そこで、本研究では、総務省の「ふるさとテレワーク」を事例として、母子家庭の母親や障害者などの就職困難者の就労支援に、在宅ワーク(自営型在宅テレワーク)を活用することで、過疎地域における地方創生に繋がっているのかどうかの実態と問題点を考察している。具体的には、まず、2015年に開始した「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」と2016年度から2018年度の「ふるさとテレワーク推進事業」を事例として、実態と問題点を考察している。また、総務省の「ふるさとテレワーク」の委託先の過疎地域へ大都市部から移住した在宅ワーカーを対象にインタビュー調査を実施することで、過疎地域における在宅ワークの実態について考察している。さらに、地方の過疎地域で在宅ワークから在宅勤務へ転職した者を対象にインタビュー調査を実施することで、過疎地域における在宅ワークの実態について考察している。

2. 研究の目的

本研究の目的は、在宅ワークの活用による就職困難者(母子家庭の母親、障害者、被災地域・過疎地域の住民など)の就労支援が、過疎地域における地方創生に繋がっているのかどうかの実態と問題点を明らかにした上で、どのようにすれば出生率上昇や人口増などの地方創生に繋がるのかを明らかにすることである。在宅ワークに従事する者は、その多くが家庭の主婦であるが、外に働きに出られない事情を抱えている母子家庭の母親や障害者などの就職困難者も少なからず存在しており、特に就職困難者が在宅ワークに従事する場合について明らかにする必要がある。というのも、研究史を振り返ると、これまで在宅ワークについての先行研究は一定量存在するにも関わらず、外に働きに出られない事情を抱えている母子家庭の母親や障害者などの就職困難者が、在宅ワークに従事する場合について明らかにした研究は見当たらない。ましてや、在宅ワークの活用による就職困難者の就労支援が、過疎地域における地方創生に繋がっているのかどうかの実態について、明らかにした研究はない。

3. 研究の方法

本研究の目的は、在宅ワークの活用による就職困難者(母子家庭の母親、障害者、被災地域・過疎地域の住民など)の就労支援が、過疎地域における地方創生に繋がっているのかどうかの実態と問題点を明らかにした上で、どのようにすれば出生率上昇や人口増などの地方創生に繋がるのかを検討することである。この研究目的を達成するために、研究期間を2018年度から2020年度に、行政機関やNPO法人の職員へのインタビュー調査や資料収集などを実施する研究計画を策定した。本研究の研究期間は、2018年度から2020年度であるが、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の感染拡大により、予定していたインタビュー調査や資料収集のための学会・研究会の参加ができなかったため、2021年度まで補助事業期間延長を申請した。

2018年度は、過疎地域の就労支援に在宅ワークを活用している事例として、総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」と「ふるさとテレワーク推進事業」の実態と問題点について研究した。具体的には、先行研究の文献調査を行うにあたり、図書や雑誌論文などの既存文献だけでなく、パンフレットやホームページなどの資料収集を実施することから始めた。また、収集した資料が十分でないため、2018年4月20日に開催された近畿総合通信局の説明会や2019年2月15日に開催された総務省の「ふるさとテレワークセミナー2019」に出席し、情報収集を行った。

2019年度は、過疎地域における在宅ワークの実態と問題点について明らかにするため、大都市部から地方の過疎地域へ移住した在宅ワーカーと、地方の過疎地域の地元住民で在宅ワークから在宅勤務に転換した人を対象に、インタビュー調査を実施した。具体的には、総務省の「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」と「ふるさとテレワーク推進事業」の委託先の過疎地域へ大都市部から移住した在宅ワーカー5名(A~Eさん)と、委託先の過疎地域で在宅ワークの仕事をしていたが、在宅勤務に転換した2名に、インタビュー調査を実施した。

2020年度は、ただ単に実態と問題点を明らかにするだけでなく、これまでの調査研究で明らかになった問題点を踏まえた上で、どのようにすれば在宅ワークを活用した就職困難者の就労支援が、出生率上昇や人口増などの地方創生に繋がるのかについて考察するため、地方創生に関する先行研究の文献調査・資料収集を実施した。

2021年度は、COVID-19の収束後の調査研究に役立てるために、COVID-19が感染拡大する直前までの在宅ワークによる就職困難者の就労支援に関する研究をとりまとめる作業を行った。

4. 研究成果

(1)本研究で明らかになった「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」の問題点は、以下の通りである。

2015年に開始した「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」では、都市部から地方へ人や仕事の流れをつくり出すためには、医療や教育などの生活に必要なサービスが必要であるとして、それぞれの委託先で生活直結サービスを提供することが義務づけられた。これは、都市部から地方への移住・定住を阻む要因として、「地方に働ける場所や仕事がない」というだけでなく、「病院や学習塾がない」ため、家族を連れて移住できないなど地方における生活の利便性を高めなければならないからである。具体的には、それぞれの委託先では、テレビ会議システムを利用して子ども向けの英会話教室や個別指導の学習塾あるいは家庭教師などのサービスを提供したり、インターネットのプラットフォームを使って子育て支援や買い物支援などのサービスを提供した。地域の防災情報やイベント情報などをインターネットを用いて配信したり、都市部と地方をテレビ会議システムで接続して、市民講座やカルチャースクールを開催することは、地方での生活の利便性を高めることになるだろう。しかしながら、インターネットのプラットフォームを利用した生活直結サービスの提供については、利用者が増えて普及率が高まると生活を豊かにすることができるが、利用者が少なく普及率が低いとマッチングできない問題点があることに注意する必要があるだろう。特に、大都市部に住む不特定多数の人がプラットフォームでマッチングされれば利便性が高まって利用者が増加するが、そもそも人口が少ない地方では、利用者が少なくマッチングできない問題が生じる。そもそも人口が少ない地方で利用者を増やすこと、マッチングできないというようなことをなくすことが生活直結サービスの利便性を高める上で重要な課題である。

(2)また、本研究で明らかになったふるさとテレワーク推進事業の問題点は、以下の通りである。

第一に、電車などの公共交通機関がない委託先が多く、アクセスが不便で都市部から移住・定住しにくい問題がある。駅前にテレワークセンターを開設しても、自動車がないと病院やショッピングセンターに行くことができず生活できないため、都市部から移住・定住しにくい問題がある。

第二に、使わなくなった小学校や工場をリノベーションしてテレワークセンターを開設したり、空き家を活用して移住や長期滞在のためのゲストハウスにしている委託先が多いが、築年数が古い建物であるため、地震や台風などの自然災害に弱い問題がある。また、補修工事が定期的に必要であるため、維持費がかかる問題点がある。さらに、大自然に囲まれた環境である一方、土砂災害や洪水などの自然災害の発生時に避難しなくてはならない地域である問題がある。都市部のビルやマンションに比べて自然災害に遭いやすく、地方は災害により住みにくい地域になっている。

第三に、テレビ会議システムやスカイプやチャットではコミュニケーションが難しいという問題点がある。テレワークセンターにテレビ会議システムを導入している委託先が多いが、テレビ会議システムやスカイプやチャットでは仕事の合間の雑談のようなコミュニケーションができない問題点がある。さらに、移住・長期滞在者が一人である場合は、孤立感を感じやすい問題点がある。

第四に、通勤時間がなくなって時間を有効に活用することができるようになったり、家族と夕食を一緒に食べられるようになったという側面がある一方で、仕事とプライベートのメリハリがなくなり、休日や夜遅くまで自宅で仕事をしているなど、かえって長時間労働になっている問題点がある。

第五に、地域の地場産業とICTを活用した働き方が結びついた事例が少なく、地域経済への波及効果が薄い問題点がある。

(3)さらに、本研究で、明らかになったふるさとテレワーク推進事業の今後の課題は、以下の通りである。

そもそも移住・定住を目標としてふるさとテレワーク推進事業は始められたが、過疎化対策に劇的な効果があるわけではないため、観光地(リゾート地)の長期滞在を重視するように変質し

ている。2015年度と2016年度の当初は、4種類の働き方があるとして、類型A(ふるさとオフィス)と類型B(ふるさと勤務)が必須要件となっていたが、2017年度からは「地方移動者」と「地元ワーカー」と捉えるように変更して、「地方移動者」を必須要件としている。「地方移動者」には、企業の社員が移住や長期派遣で働く場合だけでなく、個人が観光地(リゾート地)に長期滞在する場合も含まれており、当初の企業の社員が移住や長期派遣で働く場合から、個人が観光地(リゾート地)に長期滞在しながら働く場合へと変質してきていると捉えることができる。そもそも観光地(リゾート地)に長期滞在しながら働く就労方法は、ワーク(働く)とバケーション(休暇)を組み合わせたワーケーションという造語として使われるようになったが、観光地(リゾート地)の好天の日はアウトドアで休暇を満喫し、荒天の日はテレワーク拠点で仕事をするという働き方が提案されるようになった。観光客が増えて地域の交流人口が増えることは悪いことではないが、もともとの問題意識として「増田レポート」の消滅可能性都市があったことを考えると、根本的な解決策ではなく、移住・定住から長期滞在へと変質してしまっているのではないだろうか。

ふるさとテレワーク推進事業の問題点と今後の課題として、テレワーク拠点の整備費用(インシャルコスト)のみが補助対象であり、テレワーク拠点の運営費用(ランニングコスト)は補助対象ではない。そのため、Wi-Fiなどの情報通信設備やテレビ会議システムを整備しただけになってしまっている問題点がある。今後の課題として、地元雇用者数を増やすことや、テレワーク拠点の利用者満足度を向上させることや、都市部の企業の誘致を増やすことなどがあげられるが、これらはふるさとテレワーク推進事業の補助対象ではなく、それぞれのコンソーシアムの構成企業や自治体に取り組んでいかなくてはならない。

(4)一方、本研究でのインタビュー調査によると、インタビュー調査の協力者全員に当てはまることであるが、在宅ワークは労働基準法が適用されず労働時間の上限がないことや、急な納期に対応しなければいけないことや、仕事と趣味の境目がないことなどから、何時間でも仕事をしていても苦痛ではないようである。

インタビュー調査の協力者のうち、正社員として働いた経験がないのは、BさんとDさんであるが、2人に共通していることは芸術関係の学校を卒業していることである。BさんとDさんによると、芸術関係の学校の場合、同級生も個人事業主の芸術家として卒業後に活動する人もいるため、卒業後は正社員として働かなければいけないという雰囲気があまりなかったようである。ただし、卒業生全員が個人事業主の芸術家として成功できるとは限らないため、中には芸術家の道を諦めて雇用労働者として会社勤めをするようになる人もいるであろう。BさんとDさんも、在学中は服飾デザインや染織を専攻していたため、在学中の専攻と卒業後の専門分野は同じではない。

インタビュー調査の協力者のうち、AさんとCさんとEさんは、正社員として働いた経験があるが、正社員で働いていた時の収入と個人事業主として働いている収入では、ほとんど変わらないか、もしくは正社員の時よりも下がっている。AさんもCさんもEさんも個人事業主としての収入だけでは少ないため、副業としてアルバイトやゲストハウスを経営したりしている。Bさんは副業をしていないが、配偶者が経理事務のアルバイトをしており、Cさんはホームページのライティング業務やイラストを描いたりする仕事は配偶者がしている。個人事業主の在宅ワーカーとして、地方の過疎地域に移住しながら本業のみで生活するのは難しく、副業としてアルバイトをしたり、ゲストハウスやギャラリーショップを経営している。あるいは、配偶者がアルバイトで働きに出たり、在宅ワークの仕事を手伝っている。複数の仕事をしていたり、夫婦で共働きしているといった特徴がある。

会社勤めをしないで個人事業主の在宅ワーカーとして働いている理由として、「自由な時間が欲しい」や「自分のペースで働ける」や「家族と一緒にいる時間を増やしたい」といった理由が多い。その他にも、「通勤が嫌だ」という意見や「組織で働くとは人間関係がストレスである」とか、「やりたくない仕事を命令されて働くのが嫌だ」といった意見もある。特に、長時間労働やパワーハラスメントなどでブラック企業に近い働き方が雇用労働にあると考えているため、個人事業主の在宅ワークで働く方が良いと考えているようである。

正社員ではなく個人事業主として働く場合、将来もらえる公的年金が少なくなるが、インタビュー調査の協力者全員が、あまり気にしていないようであった。Dさんは、地方に移住後に病気になり、入退院や手術をしているが、地方移住者の中には喘息やアトピーなど病気を機に田舎暮らしをしている人もいる。在宅ワークで働いている本人が病気でなくても、配偶者や子どもが病気のため、大都市から地方の過疎地域へ移住した人もいる。Eさんについても、鬱病などの精神病ではないが、首都圏の旅行代理店で働いていた時の長時間労働と通勤地獄で精神的に疲れており、田舎暮らしをしたいと思うようになっている。特に、Eさんは、大自然に囲まれて生活することや自由な時間が最高の贅沢であると考えており、まず仕事があって住む場所を決めるのではなく、自分が住みたい場所に住み、それに合わせて仕事をするというように考えている。現在、住んでいる家も友人から紹介されて気に入ったため、購入している。

地方都市の過疎地域へ移住した人の中には、移住先の伝統的な文化や生活様式に固有の価値や歴史的な価値を発見した人たちも存在している。例えば、Dさんは、伝統工芸を学ぶ学校があり、陶芸家や木工作家の工房が多い地域に移住し、民芸品の良さを広めていく仕事をしている。Dさんは、在宅ワーカーとしてウェブデザインの仕事をしているが、ゆくゆくは民芸品のコーデ

イナーターの仕事だけで生活できるようになりたいと考えている。また、Bさんは戦場カメラマンや報道カメラマンではないが、10～20年後に消滅するかもしれない村に住民として住み続け、そこでの風景や建物や生活様式などを撮影しつづけることは、歴史的には価値のあることである。今は当たり前のことであっても10～20年後には失われてしまうものを記録しつづけることになるからである。

(5)また、地方の過疎地域で在宅ワークから在宅勤務へ転職した障害者に実施したインタビュー調査では、もともと過疎地域の自宅周辺で就職できる企業が少なく、在宅ワークで働くようになったが、在宅ワークは収入が安定しておらず、体調の悪い時に納期が守れなかったりするため、収入が安定している特例子会社の在宅勤務に転職したということが明らかになった。また、過疎地域で在宅ワークで生活できるだけの収入を稼ぐには、高度なパソコンスキルや継続的な仕事を受注できるだけの営業能力が必要であり、障害があって手足が思うように動かなかったり、体調を崩しやすいといった場合、収入が不安定になる傾向があることが明らかとなった。さらに、過疎地域でも、障害者の支援をしているNPO法人や社会福祉法人と業務提携を結ぶことで、東京に本社のある大企業の特例子会社で在宅勤務として働くことができるということも明らかになった。しかしながら、過疎地域に住む障害者にとってテレワークは人生のライフステージの中での一時的な就労形態ではなく、テレワークを選択せざるを得ない状況である。特に、在宅勤務であっても、無期雇用で社会保険加入であるが、時間給の賞与なしの待遇である。月給制の賞与ありの正規雇用と、有期雇用で社会保険なしの非正規雇用の中間的な待遇であることに注意が必要である。

(6)それでは、どのようにすれば、出生率上昇や人口増などの地方創生につながるのか。この点について、例えば、「増田レポート」で消滅可能性都市を発表した増田寛也は、地方創生の考え方の前提として、「人口減少は当面止まらない。地方は、安易に『人口増加』や『人口維持』『地域活性化』という言葉を口にするのではなく、人口が『減る』さらには『急激に減る』ことを前提に将来を展望し、住民の生活の質を維持・向上していくための戦略を推進していく必要がある」¹⁾としている。その上で、「『選択と集中』の考え方のもと、最後の踏ん張りどころとして、地方中核都市に資源を集中すべきこと、また人口の減少により公的サービスの維持が困難となるなかで、地方都市では『まちなか』への生活関連サービスの多機能集約化が必要なこと」²⁾を主張している。具体的には、戦後、人口が増え続ける過程でそれまで人が住まなかった地域にも住宅が広がり、このまま拡散居住が続くと生産性が下がり、若者が子育てできるだけの収入が得られなくなると主張している。特に、医療や介護を中心にコンパクトシティ化を進めて夫婦で500万円稼げる仕事を県庁所在地や第二・第三の都市に集中させることが必要であるとしている。すなわち、消滅可能性都市を発表した増田寛也は、日本全国の自治体で出生率上昇や人口増加はあり得ないとした上で、県庁所在地や第二・第三の都市に夫婦で500万円稼げる仕事を集中させるような「選択と集中」が地方創生戦略として必要であると主張しているのである。総務省のふるさとテレワーク推進事業が、もともとの問題意識として「増田レポート」の消滅可能性都市があったことを考えると、県庁所在地や第二・第三の都市ではない自治体で実施したことに問題があったのではないだろうか。「選択と集中」となると切り捨てられる自治体から反発や抵抗があるだろうが、県庁所在地や第二・第三の都市ではない自治体は、移住による「定住人口」や観光による「交流人口」ではない「関係人口」を増やすなどの政策転換が必要であるだろう。

<引用文献>

増田寛也・富山和彦『地方消滅 創生戦略編』中公新書、2015年の - 頁。

増田寛也・富山和彦『地方消滅 創生戦略編』中公新書、2015年の23頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 高野剛	4. 巻 69-1
2. 論文標題 在宅就業支援団体に働く在宅就業障害者の実態 - 在宅就業障害者支援制度の問題点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立命館経済学	6. 最初と最後の頁 1~26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00013510	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 高野剛	4. 巻 69-5・6
2. 論文標題 大都市部から地方の過疎地域へ移住した自営型在宅テレワーカーの実態 - ふるさとテレワーク委託先でのインタビュー調査	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館経済学	6. 最初と最後の頁 240~258
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00014358	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 高野剛	4. 巻 68-1
2. 論文標題 過疎地域の就労支援と自営型在宅テレワーク - ふるさとテレワーク推進事業を事例として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 立命館経済学	6. 最初と最後の頁 19~33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00002123	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 高野剛	4. 巻 68-5・6
2. 論文標題 ふるさとテレワーク推進事業と自営型在宅テレワーク	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立命館経済学	6. 最初と最後の頁 128~145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00012993	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高野剛	4. 巻 10-3
2. 論文標題 在宅ワークで働く母子家庭の母親と障害者の実態：面接聞き取り調査から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会政策	6. 最初と最後の頁 69～81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24533/spls.10.3_69	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高野剛	4. 巻 67-5・6
2. 論文標題 自営型在宅テレワークによる過疎地域の就労支援と地方創生 - ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業を事例として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 立命館経済学	6. 最初と最後の頁 180～193
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34382/00002112	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高野剛	4. 巻 70-1
2. 論文標題 過疎地域で雇用型在宅テレワーカーに転職した自営型在宅テレワーカーの実態 障害者へのインタビュー調査を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館経済学	6. 最初と最後の頁 1～8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34382/00014653	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高野剛
2. 発表標題 大都市部から地方の過疎地域へ移住した自営型在宅テレワーカーの実態 - ふるさとテレワーク委託先でのインタビュー調査
3. 学会等名 社会政策学会非定型労働部会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高野剛
2. 発表標題 在宅ワークで働く母子家庭の母親と障害者の実態 - 面接聞き取り調査から
3. 学会等名 社会政策学会第136回大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------